

平成27年 第10回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成27年10月21日(水) 午後2時00分開会
午後3時00分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
53	「摂津市教育委員会事務局職員の人事に関する件」	承認
54	「文化スポーツに関する事務の移管についての意見書原案承認の件」	承認
55	「摂津市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命の件」	承認
56	「摂津市立小中学校通学区域審議会への諮問の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	総務課長	溝口哲也	総務課長代理	
委員長職務代理者	福元実	子育て支援課長	木下伸記	兼総務係長	鈴木誠
委員	齊藤公男	次世代育成部参事		生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	兼こども教育課長	小林寿弘	兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育長	箸尾谷知也	学校教育課長	荒木智雄	総務課係員	関本敏晴
		学校教育課参事			
教育総務部長	山本和憲	兼課長代理	野本憲宏		
次世代育成部長	前馬晋策	教育支援課長			
生涯学習部長	宮部善隆	兼教育センター所長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻稔秀		

委員長 ただいまから、平成27年第10回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は山手委員ですので、よろしくお願ひします。本日は付議事件が4件、報告事項が4件ございます。

それでは、議案第53号「摂津市教育委員会事務局職員の人事に関する件」について、総務課長から説明をお願いします。

総務課長 議案第53号「摂津市教育委員会事務局職員の人事に関する件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。特にございませんので、議案第53号「摂津市教育委員会事務局職員の人事に関する件」については承認といたします。

続きまして、議案第54号「文化スポーツに関する事務の移管についての意見書原案承認の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 議案第54号「文化スポーツに関する事務の移管についての意見書原案承認の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

齊藤委員 児童・生徒に関わる事案については、意見書原案に記載のとおり、「学校教育、社会教育、家庭教育」の3本柱で取り組めるよう、関係諸団体、教育委員会や学校現場との連携をこれまで通り密にしていきたいと思ひます。

委員長 こども展覧会の場合は美術展と一緒に行われておりまして、学校ごとに展示がされております。学校現場との連絡調整等が必要な際には今までだと文化スポーツ課と学校教育課がすぐ隣にあるので双方が容易に連携できていました。今後の事務において、市長部局

に移管してもその辺り担当課間での連携をお願いしたいと私も思いました。

委員長職務代理者

今のお二人の意見とも関連すると思いますが、各学校への外部指導者の派遣事業について、教育委員会事務局からは文化スポーツに関しても行われていると思います。外部指導者派遣事業自体は学校教育課で従来通り実施していかれると思いますが、地域コミュニティをつくるといったことや相乗効果を図るということが謳われています。そういった意味で申しますと小中学校ともしっかりと連携をしながらやっていただくという認識でおりますが、その辺りよろしくをお願いいたします。

山手委員

文化やスポーツについては市民の方たちの自主的な活動に支えられていると思います。教育委員会事務局としても様々なところで協力されたり、指導をされたりいろんな形でサポートされている部分もあろうかと思えます。市民活動という点においては、市全体で少し大きな枠になると思いますので、その辺りも力を入れて今までよりももっと活発な活動ができるようになることを期待しております。そのことも事務の移管に際してはきちんと引き継いでいただきますようお願いいたします。

委員長

事務が移管することに関しては教育委員の皆様ご異議はないと思いますが、いろいろと意見や願いがありますのでその辺り事務局でご検討をお願いいたします。

この件につきましては、他にご意見等がございませんので、議案第54号「文化スポーツに関する事務の移管についての意見書原案承認の件」は承認といたします。

続きまして、議案第55号「摂津市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命の件」につきまして、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長

議案第55号「摂津市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命の件」のご説明に併せまして、次の議案第56号についても関連いたしますので、併せてご説明申し上げたいのですがよろしいでしょうか。

委員長	はい。お願いします。
子育て支援課長	議案第55号「摂津市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命の件」、及び議案第56号「摂津市立小中学校通学区域審議会への諮問の件」についてご説明申し上げ承認を求めるものです。
	【以下、議案書により説明】
委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。審議会委員のメンバーについてですが、摂津小学校区・三宅柳田小学校区・味舌小学校区のそれぞれの小学校区の自治会長さんが委員になっていただいております。各学校区の中でも自治会がそれぞれあるのですが、どういう形で選出されたのでしょうか。
子育て支援課長	今回の人選につきましては、各小学校区の会長さんにご相談させていただき、選出をお願いしました。最終的には摂津市自治連合会の会長のお名前でご推薦書をいただいております。
委員長	特に子どもが増えているところと言いますと、大規模なマンションがある自治会などからは選出されていないということでしょうか。
子育て支援課長	当該校区で申しますと三島自治会の会長さんを摂津小学校区の代表として選出いただいております。
委員長	審議会は何回ぐらい開催される予定でしょうか。
子育て支援課長	今のところ、議論の中身によって回数は変わってくると思っておりますが、校区を変更するかしないによってかなり議論の中身が左右されると思っております。現時点で何回というのははっきり明言できないのですが、十分な議論をしたうえで最終的には年度内にはまとめていきたいと考えております。
委員長職務代理者	各学校にはそれぞれの学校でのいろんな課題を協議する学校協議会というものがございます。学校協議会の委員さんは学校のそれ

ぞれの問題を理解されておられます。そういったことも含めて通学区域を考えていけば良いのではないかと感じております。その辺りのご意見は出なかったのでしょうか。

子育て支援課長 今回の人選の中ではそういったご意見は出てきませんでした。今後学校現場の方にもいろいろとご意見をお聞きすることになるかと思えます。ある程度の方向性が決まった段階でいろんなご意見をいただきたいと思えます。

委員長職務代理者 どこかの段階で結構かと思えますが、学校協議会のご意見も聞いていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

委員長 審議会だけで決定するわけではなく、これからいろんなところの意見を求めていくということでしょうから今後ともよろしく願いしたいと思えます。

他にご質問等がございませんので、議案第55号「摂津市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命の件」、及び議案第56号「摂津市立小中学校通学区域審議会への諮問の件」については承認といたします。

次に、4.報告事項(1)事業実施に伴う奨励援助について、総務課長よりお願いします。

総務課長 [事業実施に伴う奨励援助の件について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

委員長職務代理者 2番目にあります「断酒と家庭の幸せを考えるセミナー」について、摂津市医師会は、例えばオブザーバーのように、この活動に何らかの形で関わっておられるのでしょうか。

生涯学習課長 直接的に関わっているかどうかについては、申し訳ございませんが把握できておりません。この団体に関しては、断酒に関わる専門病院及び茨木保健所との協力関係でセミナーが開催されるということで申請を受けております。

委員長

他にご意見等はよろしいでしょうか。

特にございませので、次にまいります。報告事項（２）中学校給食に関するアンケートの実施について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[中学校給食に関するアンケートの実施について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等はございますか。

前回の教育委員会会議で喫食率について報告をいただきました。その時にアンケートを取るということをお聞きしましたが、中学校給食を食べない方に対して、どうして食べないかということをお聞きしたい旨をお伝えしました。例えば、給食を食べたことがない生徒が自分の事情で私は要らないと親に拒否しているのか、それとも家庭の事情なのかということもアンケートではわかってくると思っています。また、保護者が食べさせる必要がないと思って利用していないのか、あるいは価格の問題であるとか何らかの理由で保護者が内容に満足していないからといったこともこのアンケートからはわかると思います。生徒へのアンケートの場合は学校でアンケートを取りますので、回収率はある程度予想されますが、保護者の方からの回収率ができるだけ上がるように、そうしないと実態が見えてこないのです。その辺りは力を入れていただくようお願いしたいと思います。

山手委員

このアンケートに直接関わりはないかもしれませんが、私が教育委員に就任した当時ですが、中学校給食導入の一つの理由に、欠食する子どもさんがいらっしゃるということがあったと思うのですが、現在は中学校ではどういう形で食べておられるのでしょうか。家からお弁当を持ってきている生徒さんが多いのか、コンビニ等でパンやおにぎりを買って食べている生徒さんが多いか等について、その辺りの把握はできているのでしょうか。

総務課長

以前に中学校給食導入を検討している段階においては、各中学校の管理職の教職員へのヒアリングという形で中学校の昼食の現状について確認をさせていただきました。その時点では概ね８割から９割の方が家庭からのお弁当を持参されておりました。残りの１割

から2割の生徒においては学校によって食堂が存在していた学校もございましたが、コンビニでお弁当を購入される方、場合によってはパンとジュースのみで済ましておられる方も少数いたという情報は確認しております。この中学校給食が平成27年6月にスタートしてからの状況につきましては、現時点で正確な数字は把握しておりませんが、また学校を通じてそのような実態について把握をしてみたいと考えております。

山手委員

参考のためにお尋ねしたいのですが、小学校では先生と子どもたちが一緒に給食を食べておられますが、中学校では生徒たちだけで食べておられるのでしょうか。それとも先生もその場におられるのでしょうか。

学校教育課長

生徒指導の観点からも、同じ教室で担任の教員も揃って一緒に食べている学校がほとんどです。

山手委員

それから、よく報道等で見かける貧困家庭とされる経済的な事情で昼食を持ってきていない生徒はいないということによろしいでしょうか。

学校教育課長

何らかの形で昼食は必ず取っておる状況でございます。ただ、どうしても家庭の事情で昼食を持参できなかった生徒については担任がフォローするという状況は稀に見られます。

委員長

このアンケートによってもある程度は実態が掴めてくるのではないかと考えています。給食を食べていない生徒、また、弁当も持参していない生徒も場合によっては判明するかもしれません。

それから、教職員向けのアンケートですが、先生方は食べておられる方もいらっしゃると思いますが、実際食べる余裕はあるのでしょうか。職務上、限られた時間内に食べられないという状況も考えられますが、その辺りを表現する欄はやはり自由記述の箇所だと思います。

総務課長

教職員の給食利用に関しては、できるだけご協力いただきたい旨を学校管理職の方へ事前に周知をさせていただいております。利用

していただいている先生方もいらっしゃるのですが、詳細・個別の質問項目を設けていない部分もあり、委員長がおっしゃられたとおり、最後に自由記述の欄を設けておりますので、その部分でご意見を集約したいと考えております。

山手委員

周囲の一部の保護者からお聞きしたことで、予約システムに関して、始まる前は簡単な印象をお持ちだったようですが、実際はあまり注文されていないようなので、なぜかお聞きしましたら、前払いということで、予約の時にお金がいくら残っているかわからないという理由でした。こういったことは慣れていないからだと思いますが、そういう意味ではこの予約システムの操作性をどう思われますか、という項目はございますが、もう少し詳しい項目もあれば今後の改善につながるのではないかと思います。その辺りは自由記述に書いていただければ良いのですが、味の内容よりも最初の段階で注文に至らないというケースもあるように感じております。

総務課長

以前導入前に説明会や試食会と併せてその部分の説明をさせていただきましたが、当然参加いただいている方も多数ございましたので、リーフレットを全生徒に行き渡る形で配付をさせていただいております。現在の利用登録率で申しますと、全体の55%の方が利用登録をされております。学校によっては約80%近い利用登録をいただいているところもありますが、今後もそのような形で制度の周知についてはホームページや広報紙等も通じてやってまいりたいと考えております。

委員長

年度の初めに全学年に周知するということはされるのでしょうか。1年生だけでなく、来年4月にまだ申し込みをされていない2年生・3年生もいると思いますので、その時に周知をすともう少し数字が上がるのではないかと思いますので、よろしく願います。

総務課長

今後登録状況等を見ながら、そのあたり全体に配付していくか説明会や試食会の回数を多く実施していくかについて状況をみて検討してまいりたいと考えております。

委員長	<p>他にご質問等はよろしいでしょうか。</p> <p>特になければ、次へ進みます。報告事項（３）平成２７年度９月までの問題行動等報告について、学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	[平成２７年度９月までの問題行動等報告について説明]
齊藤委員	<p>いじめに関する報告においては、その大部分は保護者から学校への訴えによって発覚したものです。その中で１例目のF小学校のケースではスクールカウンセラーに相談したことで“いじめ”が分かったとあります。そこで、小中学校でのスクールカウンセラーによる児童・生徒への面接の状況について教えて下さい。</p>
学校教育課長	<p>スクールカウンセラーに関しましては、各学校に週１日派遣をしておる状況でございます。対応につきましては、基本的に予約制となっております。保護者や児童・生徒から相談したいことを教員に伝えて相談時間を設けます。教職員からの相談も中にはございます。また、休憩時間等にいつでも相談しやすい雰囲気を作っておりますので、随時相談に来る子どもから事案・事例を把握することもございます。</p>
齊藤委員	<p>児童がスクールカウンセラーにも相談しやすい環境にあることは大変結構だと思いますが、今回のF小学校の事案では、児童が自主的にスクールカウンセラーに相談したいと考えたのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>はい。その通りでございます。被害児童が友人と２名でカウンセラーのところに行っている時にそういう相談をしたということでした。</p>
委員長	<p>それであれば、その友人２名は気づいていたわけですね。一緒に相談に行こうと誘ったかもしれませんが、そういった心強い友達がいることは何よりだと思います。</p>
委員長職務代理者	<p>同じくF小学校の事案についてですが、加害側の男子２４名と女子２名の計２６名いて、担任の先生はこの被害児童がビーバーとい</p>

うあだ名で言われていることを嫌だと思っているとは思っておられなかったのではないかと思います。担任の意識としては、その光景が普段日常的に行われている子どもたちの遊びと捉えられていて、被害児童が嫌だと思うことに気づかれていなかったと思います。担任の先生の気づきというのは、これだけの人数が加害側に見られますから、ある程度わかっておられたと思います。そのあたりはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長

いじめとして本人の心情に寄り添うことができなかった事案だと思われまますので、引き続き詳しく事情を聴き取って指導をしてまいりたいと思います。

齊藤委員

児童の場合、まずは担任の先生に打ち明けるのではと考えますが、スクールカウンセラーに相談に行くことの背景をどのように考えられますか。

次世代育成部長

担任の先生に言いにくい場合もございます。担任の先生は常に教室の中で子どもたちの前にいることが多いです。そこで相談に行ったらそれこそ子どもたちがよく言う「チクった」ということに繋がってしまいます。相談室でカウンセラーに相談するという状況は誰にも知られずに言いたいことを打ち明けるということで、子どもにとって大人に打ち明けることがしやすい環境があるので、カウンセラーというのは非常に有効な存在だと考えております。

委員長

相談室も目につきにくいところに配置されていますよね。千里丘小学校でしたら、4階にあるのですが、4階は他に教室がないので知られにくい場所にわざと配置してあるのかと思っておりました。そういった配慮も必要だと思います。

齊藤委員

学校現場でのいじめ早期発見のため、スクールカウンセラーには重要な役割を担っていただいているわけですが、F小学校の事案のように児童から相談に行くのは少し勇気がいるのではと思います。一方、学校側から、ある学年の全員などと対象を絞ってカウンセリングを受けさせる機会を設けることは将来的には可能でしょうか。

次世代育成部長

将来的にというよりも、ケースによりましたらクラス全員から聞き取りをすることが必要でしょうし、事案によると思います。事案によっては対象の児童・生徒を広げてカウンセリング、あるいは聞き取りをすることもございます。実際に今までのケースでもございました。それから、早期発見に繋げるということで各学校ではアンケートを取ったりしておりますし、その中からできるだけ早い段階で発見するという体制づくりは各校で取り組んでいるところでございます。また、カウンセラーも授業観察で気になる学年やクラスを巡回して早期発見に努めております。さらに申し上げますと児童・生徒には相談できる人はたくさんいますという呼びかけは日頃から行っているところです。担任の先生だけでなく、保健室の養護教諭、それから学年の先生、もちろん管理職、それからスクールカウンセラーもおります。年度当初にそのようなことを周知・啓発に努めた取り組みを学校では行っております。

山手委員

P. 37のH小学校の下の段のケースで、複数名で「くさい」と言うことは確かにいけないことだということで、いじめにつながるという指導がされています。今回の被害児童は障がいを持っておられるお子さんかもしれませんが、例えば手を舐めてそのままプリントを触ることがあったのかもしれませんが。そういったことをされた側の児童にとって純粋に嫌だと思ふ子どもの気持ちも自然な気持ちだと思います。そういったことをまず大人が共感してから、その後で複数名で今回のようなことを行うことは当然いじめにつながる行為だという指導が必要だと思います。いじめという観点からすべてを見てしまうと、あれもこれもいじめに捉えられてしまいますので、いわゆる加害側になる子どもたちがそんなに強い加害意識があるのか疑問に感じます。被害側になっている子どもさんも、これから社会の中で生きていくうえでは、こういったことも嫌がられるということも学んでいかなければならないことだと思います。そのあたりの共感する観点も必要だと感じております。

学校教育課長

「指しゃぶりについても少し回数は減っている様子である」と記載がございましたが、当該児童に対して指しゃぶり以外にも同様の行動が見られるのですが、ある程度指導を行った結果少し改善が見られたというニュアンスでこういった表現をしております。周囲の児

童もその辺り理解はしてきておりますので、お互いに理解しながら良いことと悪いことを区別しながら指導を継続しております。

山手委員

子どもというのは残酷だけれども本当の真実を述べるという意味ではある意味良いことだと思います。良い子になってほしいという思いが強くなり過ぎないようにと願っております。先月の教育委員会会議で寝屋川市の痛ましい事件の関連で次世代育成部長からのお話がありましたが、学校だけですべてを抱え込んでしまうと到底無理があると思います。やはり家庭や地域への協力を要請していかなければならないことはとても重要なことだと感じております。

委員長職務代理者

P. 38にある小学校4年生のLINEを使った事案についてですが、私は最初これを見まして、小学校4年生にまでLINEでトラブルが起きる時代なのかと少し衝撃を受けました。この事案がどうこうではなくて、小学校4年生でも起こっているという実態が出てきているわけです。事務局が学校に対して今まではこの学年はないだろうと思われていた問題が出てきていると思っております。この対策というか、何か考えておられることはあるでしょうか。

学校教育課長

私も報告を受けた際には率直に衝撃を受けました。子どもの側からしますと、日常的に使っている機器で動画が撮影できるという機能から申しますと軽はずみな気持ちで取った行動だと思います。この軽はずみな気持ちがすごく人を傷付けるという重大さについてはこれまで情報モラルということで携帯電話等の使い方について啓発を行ってまいりました。以前からメールについての指導で、顔を見ないで言葉だけで伝えるといろんな誤解を招くこともあると、コミュニケーションに齟齬が生じるという指導をしてきました。動画は強いインパクトを与えてしまいますので、その辺りの指導についてはいろいろと携帯・スマホの使い方について各学校で取り組んでいるところでございます。先日開催しました児童会・生徒会代表者の集いで提案された「ケータイ・スマホ利用宣言」を推進するためポスターを掲示し啓発を行っております。機器の使い方やSNSの使い方について、今回のケースのように低学年にも早い段階で指導を行っていく必要があると考えております。

委員長職務代理者 今回事案があった学年は4年生です。子どもたちには直接的にいろいろと予防的な指導をしていくことはあると思いますが、保護者の方も事実を知るときっと驚かれると思います。この問題は保護者も関わっていただかないと私は解決しないと思っております。その辺り、保護者に対しての取り組みも進めていただきたいと思います。

次世代育成部長 先だって9月14日ですが、鳥飼北小学校におきまして、大津市の教育委員会委員長も務めておられる京都教育大学の桶谷先生をお招きしてPTA主催ですが自治会や民生児童委員、教職員等も含め約100名の参加による教育講演会を行いました。その席でも桶谷先生が携帯電話・スマホでどんな会話が行われたり、それがどんなふうにいじめに繋がったり、場合によっては自殺を招いたりといった具体的な事例を紹介いただきながら地域住民も保護者も教職員も知ることが大事だと、実際に我々がまさかと思うようなことがネットの世界・スマホの世界で進んでいるということを知ることから始まるというお話がありました。保護者や地域の方が一体になっての研修であること、我々が知らない世界は決して特別な世界ではなく、当たり前として蔓延しているということを知るという意味で、この学校での取り組みは参考になりますし、そういうことも踏まえながら事務局としても考えていきたいと思っております。

委員長 ただ今学校教育課長がおっしゃいました「ケータイ・スマホ利用宣言」は保護者向けには教育委員会からメールで配信されたと思います。そのこと自体はとても良いことなのですが、保護者が見ると何のことか少し分かりにくいように感じました。何らかの形で少し解説が必要ではないかと思いますがいかがお考えでしょうか。

学校教育課長 ポスター用に簡単な解説を加えましたものをプリントして保護者にもお配りしたいと考えております。

委員長 この事例についてですが、ネットやLINEにあげると広範囲に拡散する恐れがあるところが心配ですが大丈夫なんでしょうか。コピーして広がっていくと消せなくなってしまうと思いますがその

辺りはどうなのでしょう。

学校教育課長

いったんあげたものは消えないから危ないという指導は行っておりますが、実際には警察等に相談したり、大阪のサイバーネットワークで対応するケースもございます。サイバーネットワークについては、各都道府県・市町村教育委員会や警察等が総合的に連携して何か事案があった時はすぐに対応するといった協定が含まれておりますので、可能な範囲まで追跡することが出来るようになっております。

委員長

実際にLINEにあげた時にはもう削除できないと思いますが、それはその後どう指導されたのでしょうか。

学校教育課長

指導の過程においてはまずグループに参加している者全員にデータを削除するよう指導しております。

委員長

中学生のクラブ活動中でのいじめについてですが、私の子どもはそういったことはなかったのですが、聞いた話で体調が悪いから部活動を休むと次の日に登校した時にどうしてクラブを休んだのかを聞かれることがすごく嫌だというケースがありました。そこから部活動が嫌になって途中でつまずいてしまうことがよくあるようですが、そこは何か子どもたちの間でうまく解決していくことはできないのでしょうか。

学校教育課長

常にクラブの顧問は同じ学年間における人間関係と上下間における人間関係を両方見ながら指導にあたります。子ども同士ですからまだ未発達段階ですので、生徒間での指導がついきつい言い方になってしまわないか、また、嫌な思いをした生徒が相談できる体制をつくるよう顧問は常に気を配るようにしております。

委員長

例えば、不登校の子どもが頑張って学校に来た時に周りの子が今までなぜ学校を休んでいたのかということは一切聞かなくなったようで、そのことは周囲も受け入れる体制が子どもたちの間でできているということです。そういう話を聞きますが、部活についても同様に子どもたちも配慮できると思います。休んだ時にはしつこく

聞かないように子どもたちが自分たちで雰囲気をつくっていくことができれば良いと願っております。

問題行動等報告に関しては、他にご意見等ございませんでしょうか。特にないようですので、次にまいります。報告事項（４）各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。特にごございませんので、以上をもちまして本日の案件はすべて終了いたしました。

これで本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。